

2025年6月11日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人大東文化学園
法 人 代 表 者	理事長 石井淳子
担 当 部 署	総務部総務課
お 問 合 せ 先	03-5399-7309

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成

↓付議

○常務会：遵守状況の確認・了承

↓

○常務審議会：遵守状況の報告承認

↓

○理事会：遵守状況の報告承認

↓

○評議員会：遵守状況の報告

↓公表

↓報告

○ステークホルダー

○私大連

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連ガバナンスコードに定められた方策に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	建学の精神・大学理念を踏まえつつ、「文化で社会をつなぐ大学」というミッションのもと、重点領域として5つのドメイン（教育・研究・社会貢献・国際化・運営）とガバナンスを基本方針に定め、創立110周年を見据えた10年間の中長期計画「DAITO VISION 2033」を策定しています。この計画に基づき、毎会計年度には、行動計画及び事業計画において個別施策を立案・実施し、その進捗状況を把握しながら、自己点検・評価の結果等を踏まえた定期的な検証を行っています。また、必要に応じて本計画の修正を行う体制を整備しており、その中心的な役割を学長室会議が担っています。 さらに、本学では大学の理念・目的及び中長期計画に加え、教育研究等に係る大学の基本方針（内部質保証に関する方針、教育研究組織の編成方針、学生支援に関する方針、教員・教員組織に関する方針、教育研究等環境に関する方針、社会連携・社会貢献に関する方針、大学運営・財務に関する方針、国際化に関する方針）並びに3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れ方針」）を策定し、大学Webページにて公表しています。

基本原則「２．公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードの定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 ２－１ 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクスプレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	建学の精神・教育理念に基づき、有益な人材の育成を目的として、大学の教育・研究水準の維持・向上及び社会的使命の達成に努めています。そのために「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れ方針」については、カリキュラム等との整合性、入学制度改革の内容等に照らし、毎年の自己点検・評価活動において各学部・学科がチェックを行い、適宜改訂をすることで各方針の実質化を図っています。 自己点検・評価活動については、「大東文化大学の基本方針」「内部質保証に関する方針」に基づき、法人・大学点検評価委員会が全学的な観点による「大学自己点検・評価報告書」の取り纏めを行い、さらに外部評価委員会によって同報告書に基づく評価を実施し、「外部評価委員会報告書」として纏めています。内部質保証システムとして、各部局および学園全体に対する点検・評価結果と外部評価結果を踏まえた、学園の行動計画及び事業計画の策定、並びに各種計画等の見直しを行い、次年度の活動に反映させることにより教育活動の質向上と改善サイクルの実質化を図っています。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エキस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	地域交流・社会貢献活動を推進し、「知の拠点」として地域社会から信頼される大学を目指し、大学の基本方針として「社会連携・社会貢献に関する方針」を掲げるとともに、中長期計画の柱のひとつにも挙げ、地域連携センターを中心として事業を展開しています。地域住民を対象とした生涯学習事業であるオープンカレッジ・公開講座の展開のほか、板橋区との官学連携等9つの自治体との連携事業や、TJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）の一員として、加盟する大学、自治体および事業者等と地域課題の解決に取り組んでいます。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードの定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則３－１ 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	学園は、法令を遵守するとともに、理事による業務執行及び財産の状況を適正に把握・運営することを目的とし、「学校法人大東文化学園監事監査規程」を制定しています。この規程に基づき、監査は監査計画に沿って実施されており、監事による報告書は各部署の業務改善に活用されています。また、監事が十分な監査が行えるよう、必要な情報の提供体制を整えるとともに、理事会・評議員会などの重要会議で意見を述べることができる機会を確保しています。さらに、監事間の連携を図るために、監事会議の実施や会計監査法人、監査室との定期的な協議・意見交換も行なっています。 令和７年度の寄附行為変更に伴い、「役員及び評議員選任基準」を制定し、監事の選任方法に関し、「寄附行為施行細則」において「監事候補者選考委員会」を設置することを定め、候補者選考の過程を明確化するとともに、その専門性等を考慮した適切な人選を保証する制度を整備しました。

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	「経営倫理綱領」を制定し、役員、評議員及び管理的立場にある教職員が遵守すべき大綱及び学園教職員が遵守すべき大綱を定め、法令遵守の徹底に努めています。とりわけ役員や管理的立場にある教職員の責任意識と倫理観の向上を重視し、コンプライアンス研修を計画的に実施しております。学内理事・評議員の選任・解任については、各選任規程等で定め、役員等の報酬については「役員等報酬規程」の公表等を行うことにより、運営の透明性を図っています。また、「内部監査規程」等に基づき、理事長直轄の監査室による定期的な監査の実施等、業務の実態の把握、運営の適正化や法令・諸規則及び社会規範等に準拠の適否の検証を行ない、有効な改善・改革に繋げるとともに三様監査体制を確立しています。さらに、「大東文化学園公益通報者の保護等に関する規程」を定め、法令等違反行為の早期発見とその是正及びそれらの未然防止を図るため、公益通報の窓口を設置し、内部通報窓口のほか、弁護士へ通じる外部通報窓口を設け、全学的な委員会体制のもと運用を行っているほか、諸規程を整え必要に応じ外部専門家の指示を得られる体制を確保し、ハラスメント防止、個人情報保護、研究活動における不正防止、その他の違反行為に関する各種対応委員会を設置し内部統制体制を構築しています。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	「学校法人大東文化学園情報公開規程」を定め、情報公開の方針を明確にし、中長期計画や事業計画書、事業報告書のほか、3つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れ方針」）、自己点検評価、認証評価や外部評価結果、法令に基づく財務書類並びに、法人出資による事業会社に関する状況など、大学ウェブページで広く公表しています。また、情報公開にあたっては、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう配慮し、財務状況については、図表や学校法人会計の解説を加えるなど、読み手が理解しやすい形で公開するよう努めています。

基本原則「４．継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードの定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則４－１ 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	「大東文化学園寄附行為」、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」に基づき、また、2024年度には「常務審議会運営規程」「評議員会運営規則」「理事職務権限規準」を定め、理事会及び常務審議会、評議員会等の機能や議決事項を整備し、あわせて、理事長・常務理事・理事の職務権限・責任および選任・解任手続きの明確化を図っています。また、「事務組織並分掌規則」「職員任免規則」「職務権限基準」等により、教学組織と法人組織の役割や権限についても明確化しています。 理事会・評議員会は学内外のメンバーで構成され、学外理事（評議員）は卒業生と学識者に分類されるなど、適切な相互牽制を図るバランスの取れた体制がとられています。理事や監事には、独立した発言機会が確保され、情報を共有するための仕組みが整えられており、理事長と監査室間においても適切な意思疎通を図っています。理事会等の会議では、一週間前にタブレット端末で資料を閲覧できるようにし、十分な検討時間を確保して審議を行っています。決定事項については、教職員の会議体や、学内グループウェアを活用し共有しています。

遵守原則 4－2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	中長期計画「DAITO VISION 2033」において外部資金獲得の強化を掲げ、収入源の多角化、資金運用、保有資産の活用等について取り組み強化を図っています。寄付金の獲得強化のために専門部署を設置し、記念事業募金、椅子募金、古本募金、その他目的指定の多様な募金活動を展開し、補助金については、定例会議を通じて申請要件を確認し、教育改革の推進を支援しながら安定的な獲得を目指しています。また、外部資金としての研究費獲得強化を図るため、専門部署を設置し研究活動を支援しています。 管理運営上のリスク管理については、コンプライアンス推進会議を統括機関として設置し、個別の課題には公益通報対応委員会、ハラスメント問題等調整委員会、個人情報保護委員会などを設け、適切な対応ができる体制を整えています。 2024年度には、新たに「リスク管理規程」を制定し、危機管理対応だけでなく、リスクを予め把握・評価し、危機を未然に防ぐための体制強化を図りました。